

公募についての説明書

1 件名

令和 8 年分鑑定評価員等及び土地評価精通者の公募について

2 業務内容

(1) 鑑定評価員等

相続税及び贈与税の課税における土地等の評価の基準となる路線価等の評定に必要な鑑定評価を行う。

なお、詳細については別添 1「鑑定評価員等業務仕様書」のとおり

(2) 土地評価精通者

相続税及び贈与税の課税における土地等の評価の基準となる路線価等の評定に必要な調査を行う。

なお、詳細については別添 2「土地評価精通者業務仕様書」のとおり

3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(5) 別添 1「鑑定評価員等業務仕様書」及び別添 2「土地評価精通者業務仕様書」（以下、併せて「仕様書」という。）に記載された条件を満たす者であること。

4 希望届出書等の提出期限及び提出先等

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月 25 日（金）（必着）

(2) 提出先

イ 送付する場合

〒104-8449 東京都中央区築地 5 丁目 3 番 1 号

東京国税局 課税第一部 資産評価官 評価係

ロ 持参する場合

〒104-8449 東京都中央区築地 5 丁目 3 番 1 号

東京国税局 入札・調達窓口（1 階 130 号室）

受付時間 8 時 30 分から 17 時

（ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める行政機関の休日を除く。）

(3) 提出書類

イ 鑑定評価員等

別紙1「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」

ロ 土地評価精通者

- (イ) 土地評価精通者として選任されることを希望する者が不動産鑑定士又は不動産鑑定士を従事者とする不動産鑑定業者（不動産鑑定士である不動産鑑定業者を含む。）である場合

別紙1「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」

- (ロ) 土地評価精通者として選任されることを希望する者が不動産鑑定士以外の者である場合

別紙2「土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士以外用）」

ハ 応募者全員

別紙3「指名停止等に関する申出書」、別紙4「誓約書」及び「役員等名簿」

なお、地価公示の鑑定評価員に委嘱された不動産鑑定士は、委嘱の事実が確認できる書類（委嘱状の写し等）を併せて提出する。

(4) 提出方法

- イ 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）で送付する場合は、封筒に「令和8年分 鑑定評価員等及び土地評価精通者の希望届出書在中」と朱書し、書留郵便又は信書便のうち書留郵便に準ずるものにより必ず上記(1)の提出期限までに到着するよう送付しなければならない。

- ロ 持参する場合は、封筒に「令和8年分 鑑定評価員等及び土地評価精通者の希望届出書在中」と朱書し、必ず上記(1)の提出期限までに提出しなければならない。

(5) その他

- イ 応募者は、募集の公示、本説明書及び仕様書の内容を十分承知しておくこと。

- ロ 前項の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。

- ハ 届出書提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

- ニ 東京国税局（以下「当局」という。）へ提出した上記(3)の書類の記載内容に変更があった場合には、当局へ直ちに連絡し、当局の指示に従うこと。

5 契約保証金

全額免除する。

6 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

- (1) 鑑定評価員等業務に関する契約書は別添3のとおり。

- (2) 土地評価精通者業務に関する契約書は別添4のとおり。

7 契約者の決定方法等

- (1) 応募者の数が、税務署ごとの標準地の数等を勘案して定める鑑定評価員等及び土地評価精通者の数を超える場合においては、当該応募者の資格、実績、住所、勤務先等を総合的に勘案して契約者を決定する。

- (2) 依頼する標準地の地目、地点数等について、総合的に勘案した上で、複数の税務署から鑑定評価員等及び土地評価精通者として依頼する場合がある。

- (3) 鑑定評価員等及び土地評価精通者として依頼することとなった者へは、令和7年9月30日（火）までに、当該地域の評価事務を担当する税務署から連絡する。

- (4) 応募受付後、必要により当局から電話による確認、資料等の追加請求をする場合があるので、請求があった場合は当局の指示に従うこと。

8 鑑定評価員等及び土地評価精通者の希望届出書の無効

本説明書に示した資格のない者から提出された希望届出書は無効とする。

9 その他

(1) 問合せ先

イ 仕様書の内容に関する事項

東京国税局 課税第一部 資産評価官評価係 担当：高梨 真寿美

電話番号：03-3542-2111 内線 2674

ロ 公募手続に関する事項

東京国税局 総務部 会計課経費第2係 担当：山之内 毅

電話番号：03-3542-2111 内線 2245

(2) 公募についての説明書の取扱い

本説明書は、「令和8年分鑑定評価員等及び土地評価精通者の公募について」のためのものであり、本説明書を他の目的に使用することは禁止する。

(3) その他

本説明書及び仕様書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、当局担当職員の指示に従うこと。

鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書
(不動産鑑定士用)

令和 年 月 日
国税局支出負担行為担当官 殿
沖縄国税事務所支出負担行為担当官 殿

枚のうち 枚目

住 所 又は 所在地	
氏 名 又は 名 称	
代表者 氏名	

この度、次の不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む）が、鑑定評価員等の業務、
土地評価精通者の業務に従事することを希望します。

1 不動産鑑定業者に関する事項			
① 不 動 産 鑑 定 業 者 の 名 称 等			
所 在 地	(〒 -)		
(フリガナ) 名 称	()		
代表者氏名		代表者の 役職名	
②	国土交通大臣登録 () 第 号	③ 電 話 番 号	
登 録 番 号	知事登録 () 第 号	④ メールアドレス	
2 不動産鑑定士に関する事項			
次葉のとおり。			

注 鑑定評価員等を希望する不動産鑑定士等が複数名いる場合は、次葉を複数枚使用してください。

鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）

枚のうち 枚目

2 不動産鑑定士に関する事項	⑤ 希望する業務		☐ 鑑定評価員等 （不動産鑑定業者の業務として）		☐ 土地評価精通者 （不動産鑑定業者の業務として） ☐ 土地評価精通者 （個人として）		
	⑥ 住所		(〒 -)		⑦ ☐ 不動産鑑定士 ☐ 不動産鑑定士補		
	⑧ 氏名		(フリガナ) ()		⑨ 生年月日 年 月 日		
	⑩ 登録番号		第 号		⑪ 電話番号		
	⑫ メールアドレス				⑬ 精通している地域等		
	市区町村名 又は 税務署名				⑭ ZIP (AES256) 形式 への対応の可否		
	種別		☐ 宅地 ☐ 農地 ☐ 山林				
	⑮ 直近3年間の不動産鑑定業務に係る職歴及び実績						
	職歴	在職期間				事務所の名称	
		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
		上記のうち病気・出産等により 従事できなかった期間					
	件数	区分		一般の 鑑定評価		大規模工場用地の 鑑定評価	
		期間		件		件	
		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		件		件	
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		件		件			
その他の実績	地価公示担当の有無		都道府県地価調査担当の有無		固定資産税鑑定担当の有無		
	令和 8 年		令和 7 年		令和 6 年度評価替		
	所属分科会名		所属分科会名		担当市区町村		
	担当市区町村		担当市区町村		担当市区町村		
	☐ 代表幹事 ☐ 分科会幹事		☐ 代表幹事 ☐ 分科会幹事				
	令和 7 年		令和 6 年				
	所属分科会名		所属分科会名				
	担当市区町村		担当市区町村				
☐ 代表幹事 ☐ 分科会幹事		☐ 代表幹事 ☐ 分科会幹事		☐ 代表鑑定評価員 ☐ 市区町村幹事			

☐ 以上、上記記載の内容に相違ありません。

注1 ⑬の「精通している地域等」の「市区町村名又は税務署名」欄は、希望する地域を複数記入することができます。記入欄が不足する場合は適宜の用紙を使用してください。なお、鑑定評価及び意見価格の提出を依頼する地域等は、必ずしも希望の地域とならない場合があります。

2 ⑮の「職歴」欄は、直近3年間の不動産鑑定業務に係る職歴を記載してください。

なお、病気・出産等により不動産鑑定業に従事できなかった期間がある場合には、出産等により従事できなかった期間を除いた通算3年半の職歴を記載してください。

3 ⑮の「件数」欄は、直近3年間の鑑定評価実績を記載してください。

なお、病気・出産等により不動産鑑定業に従事できなかった期間がある場合には、その従事できなかった期間を除く直近の通算3年間の各年（12か月）に区切り、その期間の実績を記載してください。

記載例

鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書
(不動産鑑定士用)

令和7年7月10日

東京 国税局支出負担行為担当官 殿

沖縄国税事務所支出負担行為担当官 殿

2枚のうち1枚目

住所
又は
所在地

東京都千代田区霞が関3-1-1

氏名
又は
名称

株式会社国税不動産鑑定士事務所

代表者
氏名

国税 太郎

この度、次の不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む）が、鑑定評価員等の業務、
土地評価精通者の業務に従事することを希望します。

次の場合に記載します。

①鑑定評価員等の業務に従事することを希望する場合

②法人等（法人又は個人事業者）の業務として、土地評価精通者の業務に従事することを希望する場合

なお、個人として土地評価精通者の業務に従事することのみを希望する場合は、記載不要です。

1 不動産鑑定業者に関する事項				
① 不動産鑑定業者の名称等				
所在地		(〒100-8979)		
		東京都千代田区霞が関3-1-1		
(フリガナ)		(カブシキガイシャクネイブツウサンカンテイシムジョ)		
名称		株式会社国税不動産鑑定士事務所		
代表者氏名		国税 太郎	代表者の 役職名	代表取締役
②	国土交通大臣登録 (3) 第 123 号	③ 電話番号	**-****-****	
登録番号	東京都 知事登録 (1) 第 456 号	④ メールアドレス	***@****.ne.jp	
2 不動産鑑定士に関する事項				
次葉のとおり。				

注 鑑定評価員等を希望する不動産鑑定士等が複数名いる場合は、次葉を複数枚使用してください。

次葉
鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）記載例

2 枚のうち 2 枚目

希望する不動産鑑定士が複数名いる場合には、「届出書次葉」をコピーして、ご使用ください。
この場合のシート名は、「届出書次葉」「届出書次葉(2)」・・・
「届出書次葉（鑑定士名）」など、シート名に「次葉」が含まれるようにしてください。

⑬の「精通している地域等」の「市町村名又は税務署名」欄には、希望する地域等を記載します。
ただし、依頼する地域等は、必ずしも希望する地域等とならない場合があります。

直近3年間の不動産鑑定業務に係る職歴を記載します。
なお、記載例の場合には、出産等により従事できなかった期間が10か月間あるので、その10か月間を除いて通算3年半となるよう、
3年半+10か月間＝4年4か月間の職歴を記載します。

直近3年間の不動産鑑定実績を記載します。
なお、記載例の場合には、出産等により従事できなかった期間が10か月間あるので、その10か月間を除いて通算1年間となるよう、
1年間+10か月間＝1年10か月間の実績を記載します。

全ての記載を終え、記載内容に相違ないことを確認されましたら、チェックボックスにチェックを付してください。

2 不動産鑑定士に関する事項	⑤ 希望する業務	☒ 鑑定評価員等 (不動産鑑定業者の業務として)	☒ 土地評価精通者 (不動産鑑定業者の業務として)			
	⑥ 住所	(〒 104 - 8449) 東京都中央区築地5-3-1			⑦ ☒ 不動産鑑定士 ☐ 不動産鑑定士補	
	⑧ 氏名	(フリガナ) (コバエイ ハコ) 国税 花子	⑨ 生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日	⑩ 登録番号	
	⑪ 電話番号	***-****-****		⑫ メールアドレス	***@****.ne.jp	
	⑬ 精通している地域等	市区町村名又は税務署名	東京都千代田区 武蔵野市	東京都中央区 府中市	三鷹市 国立市	⑭ ZIP (AES256) 形式への対応の可否 可
		種別	☒ 宅地	☒ 農地	☒ 山林	
	⑮ 直近3年間の不動産鑑定業務に係る職歴及び実績					
	職歴	在職期間		事務所の名称		
		令和 5 年 1 月 1 日 ~ 令和 6 年 12 月 31 日	令和 2 年 9 月 1 日 ~ 令和 4 年 12 月 31 日	株式会社国税不動産鑑定士事務所 株式会社税務不動産鑑定所		
	件数	上記のうち病気・出産等により従事できなかった期間		令和3年10月1日~令和4年7月31日 出産等のため		
		区分	一般の鑑定評価	大規模工場用地の鑑定評価	ゴルフ場用地等の鑑定評価	
		令和 6 年 1 月 1 日 ~ 令和 6 年 12 月 31 日	10 件	3 件	3 件	
		令和 5 年 1 月 1 日 ~ 令和 5 年 12 月 31 日	12 件	2 件	1 件	
		令和 3 年 3 月 1 日 ~ 令和 4 年 12 月 31 日	6 件	0 件	0 件	
その他の実績	地価公示担当の有無		都道府県地価調査担当の有無		固定資産税鑑定担当の有無	
	令和 7 年 有	令和 7 年 有	令和 6 年度評価替			
	所属分科会名	担当市区町村	所属分科会名	担当市区町村	有	
	第5分科会	東京都千代田区	第3分科会	三鷹市	担当市区町村	
	☒ 代表幹事	☒ 分科会幹事	☒ 代表幹事	☒ 分科会幹事	府中市	
	令和 6 年 有	令和 6 年 有	国立市			
	所属分科会名	担当市区町村	所属分科会名	担当市区町村		
第8分科会	東京都中央区	第2分科会	武蔵野市	☒ 代表鑑定評価員		
☒ 代表幹事	☒ 分科会幹事	☒ 代表幹事	☒ 分科会幹事	☒ 市区町村幹事		
☒	以上、上記記載の内容に相違ありません。					

注1 ⑬の「精通している地域等」の「市区町村名又は税務署名」欄は、希望する地域を複数記入することができます。記入欄が不足する場合は適宜の用紙を使用してください。なお、鑑定評価及び意見価格の提出を依頼する地域等は、必ずしも希望の地域とならない場合があります。

2 ⑮の「職歴」欄は、直近3年間の不動産鑑定業務に係る職歴を記載してください。
なお、病気・出産等により不動産鑑定業に従事できなかった期間がある場合には、出産等により従事できなかった期間を除いた通算3年半の職歴を記載してください。

3 ⑮の「件数」欄は、直近3年間の鑑定評価実績を記載してください。
なお、病気・出産等により不動産鑑定業に従事できなかった期間がある場合には、その従事できなかった期間を除く直近の通算3年間の各年（12か月）に区切り、その期間の実績を記載してください。

土地評価精通者の希望届出書
(不動産鑑定士以外用)

令和 年 月 日
 国税局支出負担行為担当官 殿
沖縄国税事務所支出負担行為担当官 殿

枚のうち 枚目

住 所
又は
所在地
氏 名
又は
名 称
代表者
氏名

この度、次の者が、土地評価精通者の業務に従事することを希望します。

1 法人等に関する事項			
① 法人等の名称等			
所在地	(〒 -)		
(フリガナ) 名称	()		
代表者氏名		代表者の 役職名	
② 電話番号		③ メールアドレス	
2 個人に関する事項			
次葉のとおり。			

注 法人等の業務として従事を希望する土地評価精通者が3名以上いる場合は、次葉を複数枚使用してください。

土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士以外用）

枚のうち 枚目

2 個人に関する事項	④ 希望する業務	☐ 土地評価精通者（法人等の業務として） ☐ 土地評価精通者（個人として）											
	⑤ 住所	(〒 -)					⑥ 生 年 月 日 年 月 日						
	⑦ 氏 名	(フリガナ)					⑧ 所属部署 及び役職等 (勤務先の所在地・名称)						
	⑨ 電話番号						⑩ メールアドレス						
	⑪ 精通している地域等	市区町村名 又は 税務署名							⑫ ZIP (AES256) 形式への 対応の可否				
		種 別	☐ 宅 地	☐ 農 地	☐ 山 林								
	⑬ 土地評価等に関する 業務の内容												
	④ 希望する業務	☐ 土地評価精通者（法人等の業務として） ☐ 土地評価精通者（個人として）											
	⑤ 住所	(〒 -)					⑥ 生 年 月 日 年 月 日						
	⑦ 氏 名	(フリガナ)					⑧ 所属部署 及び役職等 (勤務先の所在地・名称)						
⑨ 電話番号						⑩ メールアドレス							
⑪ 精通している地域等	市区町村名 又は 税務署名							⑫ ZIP (AES256) 形式への 対応の可否					
	種 別	☐ 宅 地	☐ 農 地	☐ 山 林									
⑬ 土地評価等に関する 業務の内容													

注 ⑪の「精通している地域等」の「市区町村名又は税務署名」欄は、希望する地域を複数記入することができます。記入欄が不足する場合は適宜の用紙を使用してください。なお、意見価格の提出を依頼する地域等は、必ずしも希望の地域とならない場合があります。

土地評価精通者の希望届出書
(不動産鑑定士以外用)

記載例

令和 7 年 7 月 10 日
東京 国税局支出負担行為担当官 殿
沖縄国税事務所支出負担行為担当官 殿

2 枚のうち 1 枚目

住 所 又は 所在地	東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1
氏 名 又は 名 称	株式会社国税不動産鑑定士事務所
代表者 氏名	国税 太郎

この度、次の者が、土地評価精通者の業務に従事することを希望します。

1 法人等に関する事項			
① 法人等の名称等			
所 在 地	(〒 *** - ****) 東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1		
(フリガナ) 名 称	(カブシキガ イシャクゼ イフト ウザンカンテイシムシヨ) 株式会社国税不動産鑑定士事務所		
代表者氏名	国税 太郎	代表者の 役職名	代表取締役
② 電 話 番 号	**-****-****	③ メールアドレス	***@****.neo.jp
2 個人に関する事項			
次葉のとおり。			

法人等（法人又は個人事業者）の業務として、土地評価精通者の業務に従事することを希望する場合に、記載します。
なお、個人として土地評価精通者の業務に従事することを希望する場合は、記載不要です。

注 法人等の業務として従事を希望する土地評価精通者が3名以上いる場合は、次葉を複数枚使用してください。

土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士以外用）

記載例

2 枚のうち 2 枚目

2 個人に関する事項	④ 希望する業務	☒ 土地評価精通者（法人等の業務として） ☐ 土地評価精通者（個人として）											
	⑤ 住所	(〒 *** - ****)					⑥ 生 年 月 日						
		東京都中央区築地 5-3-1					平成	10	年	4	月	1	日
	⑦ 氏名	(フリガナ) コクセ イジロウ					⑧ 所属部署及び役職等 (勤務先の所在地・名称)		事務員				
	⑨ 電話番号	***-***-***					⑩ メールアドレス		***@***.ne.jp				
	⑪ 精通している地域等	市区町村名又は 税務署名	東京都港区	東京都品川区	東京都大田区	⑫ ZIP (AES256) 形式への 対応の可否	可						
		種 別	☒ 宅 地	☒ 農 地	☒ 山 林								
	⑬ 土地評価等に関する業務の内容	不動産仲介業											

	④ 希望する業務	☐ 土地評価精通者（法人等の業務として） ☐ 土地評価精通者（個人として）											
	⑤ 住所	(〒 -)					⑥ 生 年 月 日						
									年		月		日
	⑦ 氏名	(フリガナ)					⑧ 所属部署及び役職等 (勤務先の所在地・名称)						
	⑨ 電話番号						⑩ メールアドレス						
	⑪ 精通している地域等	市区町村名又は 税務署名				⑫ ZIP (AES256) 形式への 対応の可否							
		種 別	☐ 宅 地	☐ 農 地	☐ 山 林								
	⑬ 土地評価等に関する業務の内容												

希望する者が3名以上いる場合には、「届出書次葉」をコピーして、ご使用ください。

この場合のシート名は、
「届出書次葉」「届出書次葉(2)」・・・

「届出書次葉（個人名）」など、
シート名に「次葉」が含まれるようにしてください。

⑩の「精通している地域等」の「市区町村名又は税務署名」欄には、希望する地域等を記載します。ただし、依頼する地域等は、必ずしも希望する地域等とならない場合があります。

注 ⑪の「精通している地域等」の「市区町村名又は税務署名」欄は、希望する地域を複数記入することができます。記入欄が不足する場合は適宜の用紙を使用してください。なお、意見価格の提出を依頼する地域等は、必ずしも希望の地域とならない場合があります。

令和 年 月 日

指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官
東京国税局総務部次長 殿

住 所
又は
所 在 地

氏 名
又は
名 称

代表者氏名

「令和 8 年分 鑑定評価員等及び土地評価精通者」の公募に当たり、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、申込みを取り下げます。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報
を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東京国税局総務部次長 殿

住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

役員等名簿

法人(個人)名: _____

役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

鑑定評価員等業務仕様書

1 鑑定評価業務の従事者の区分等

(1) 従事者の区分

イ 鑑定評価員

路線価及び評価倍率（以下「路線価等」という。）を定めるための鑑定評価を行う不動産鑑定士

ロ 主幹鑑定評価員

路線価等を定めるための鑑定評価に加え、原則として税務署の管轄区域等（以下「ブロック」という。）別に行う鑑定評価員会議（以下「ブロック別鑑定評価員会議」という。）又は東京国税局（以下「当局」という。）の管轄区域内の特定の鑑定標準地（大規模工場用地及びゴルフ場用地等に係る鑑定標準地をいう。以下同じ。）について行う鑑定評価員会議（以下「特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議」という。）において、それぞれの会議の主催等を行う不動産鑑定士

ハ 副主幹鑑定評価員

路線価等を定めるための鑑定評価に加え、ブロック別鑑定評価員会議又は特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議において、主幹鑑定評価員の補佐を行う不動産鑑定士

ニ 統括鑑定評価員

路線価等を定めるための鑑定評価に加え、都県別に行う鑑定評価員会議（以下「都県別鑑定評価員会議」という。）において、同会議の主催等を行う不動産鑑定士

ホ 副統括鑑定評価員

路線価等を定めるための鑑定評価に加え、都県別鑑定評価員会議において、統括鑑定評価員の補佐を行う不動産鑑定士（鑑定評価員、主幹鑑定評価員、副主幹鑑定評価員、統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員を併せて、以下「鑑定評価員等」という。）

（注）鑑定評価員会議の担当区域については、本仕様書末尾の別紙「令和8年分ブロック別鑑定評価員会議の担当区域」による。

(2) 従事者資格等

次のイからホまでの条件のいずれにも該当する不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）とする。

イ 不動産鑑定業者である不動産鑑定士又は不動産鑑定業者の従事者である不動産鑑定士であること。

ロ 過去3年間（令和4年1月1日から令和6年12月31日まで）において、不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価（公的土地評価に係る鑑定評価を含む。以下、(イ)及び(ロ)において同じ。）を各年3件以上行っていること。

なお、不動産鑑定士補となるために必要な実務経験及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号、以下「不動産鑑定評価法」という。）第14条の2に規定する実務修習で実施した不動産の鑑定評価は算入しない。

おって、次の(イ)又は(ロ)の条件を満たす者については、本項目の条件を満たすものとみ

なす。

- (イ) 病気等により不動産鑑定業に従事できなかった期間がある者であって、次に掲げる条件のいずれにも該当する者

A 過去3年6か月の間（令和3年7月1日から令和6年12月31日）に、不動産鑑定業に従事した期間が通算して3年間以上あること。

B 不動産鑑定業に従事できなかった期間を除く直近の通算3年間を各年（12か月）に区切り、不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価を、各年3件以上行っているとともに、少なくともうち1件の鑑定評価については、過去6か月の間（令和6年7月1日から令和6年12月31日）において行っていること。

- (ロ) 本人又は配偶者の出産等により、不動産鑑定業に従事できなかった期間がある者であって、次に掲げる条件のいずれにも該当する者

A 過去3年6か月の間（令和3年7月1日から令和6年12月31日）に、不動産鑑定業に従事した期間が通算して3年間以上あること。

なお、当該3年6か月の間に、出産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）若しくは出産後8週間の期間又は1歳未満の子を養育する期間があった者については、それらの期間を除いた通算で3年6か月の間とする。

B 上記(イ)Bに掲げる条件

- ハ 不動産鑑定評価法第40条の規定による懲戒処分を受けた場合においては、令和7年7月1日時点において、その処分に係る不利益処分が終わった日から3年を経過していること。

- ニ 鑑定評価員会議の運営に協力し、公的土地評価相互の均衡に十分配慮することができる者であること。

- ホ 鑑定評価員会議の運営に当たっては、主幹又は副主幹の指示に従うこと。

2 鑑定評価員等の選任基準

上記1の(2)に掲げる条件のいずれにも該当し、かつ、鑑定評価員等へ選任されることを希望する者の中から、次の(1)から(3)までの鑑定評価員等の区分に応じた基準により選任する。

なお、応募者多数の場合には、同一基準に該当する者の中から、土地評価精通者への希望の有無、公的土地評価の経験及び鑑定評価の実績等を総合勘案して選任することから、上位基準に該当する者であっても選任されない場合がある。

(1) 鑑定評価員

次のイ及びロの区分に応じた選任する。

- イ 一般の鑑定標準地（特定の鑑定標準地以外の鑑定標準地をいう。以下同じ。）に係る鑑定評価員

ブロックごとに、次の上位の基準に該当する者から選任する。

- (イ) 令和8年地価公示においてブロックを担当する分科会に所属する者
- (ロ) 令和7年都県地価調査においてブロックを担当する分科会に所属する者
- (ハ) 令和6基準年度固定資産税評価においてブロック内の鑑定評価を担当した者
- (ニ) 令和7年分の鑑定評価を担当した者
- (ホ) 過去において上記(イ)ないし(ハ)に掲げる公的土地評価の経験がある等、ブロック内の地価事情に精通していると認められる者

(ハ) その他ブロック内の地価事情に精通していると認められる者

ロ 特定の鑑定標準地に係る鑑定評価員

大規模工場用地（工場、研究開発施設等の敷地の用に供されている宅地及びこれらの宅地に隣接する駐車場、福利厚生施設等の用に供されている一団の土地で、その地積が5万平方メートル以上のものをいう。以下同じ。）及びゴルフ場用地等（ゴルフ場、遊園地、競馬場その他これらに類似する施設の用に供されている土地をいう。以下同じ。）の別に、次の上位の基準に該当する業者に所属する者から選任する。

(イ) 大規模工場用地

A 当局の管轄区域内の大規模工場用地の鑑定評価の実績等から、大規模工場用地の地価事情に精通していると認められる者が所属する業者

B その他当局の管轄区域内の大規模工場用地の地価事情に精通していると認められる者が所属する業者

(ロ) ゴルフ場用地等

A 当局の管轄区域内のゴルフ場用地等の鑑定評価の実績等から、ゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる者が所属する業者

B その他当局の管轄区域内のゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる者が所属する業者

(2) 主幹鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員

次のイ及びロの区分に応じて選任する。

イ ブロック別鑑定評価員会議

各ブロック内の地価公示及び都県地価調査等の公的土地評価に係る役職経験がある等、各ブロック内の地価事情に特に精通していると認められる者について、ブロックごとに主幹鑑定評価員、副主幹鑑定評価員の順に選任する。

（注）主幹鑑定評価員又は副主幹鑑定評価員に選任する者は、統括鑑定評価員又は副統括鑑定評価員に重複して選任する場合がある。

ロ 当局の管轄区域において行う特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議

当局の管轄区域内における特定の鑑定標準地の鑑定評価の実績等から、当局の管轄区域内の特定の鑑定標準地の鑑定評価に特に精通していると認められる者について、主幹鑑定評価員に選任する。

(3) 統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員

各都県内の地価公示分科会幹事会の代表幹事及び地価調査分科会幹事会の代表幹事等の公的土地評価の役職経験がある等、各都県内の地価事情に特に精通していると認められる者について、都県ごとに統括鑑定評価員、副統括鑑定評価員の順に選任する。

(4) 鑑定評価員等の選任の取消し等

当局が選任した鑑定評価員等について、上記(1)から(3)までの選任基準及び上記1(2)の従事者資格等に該当しないこととなった場合は、当局の判断によりその選任を取り消す。

なお、当局の選任した鑑定評価員等が不動産鑑定評価法第40条の規定による懲戒処分を受けた場合についても同様とする。

また、令和7年7月1日から当局が鑑定評価員等を選任するまでの間に不動産鑑定評価法第40条の規定による懲戒処分を受けた者については、鑑定評価員等への選任は行わない。

3 鑑定評価業務の内容

(1) 鑑定評価員

イ 一般の鑑定標準地に係る鑑定評価員

当局資産評価官又はブロックを担当する税務署の評価専門官（以下「局資産評価官等」という。）から鑑定評価を依頼された鑑定標準地について、更地の正常価格並びに借地権の正常価格及び借地権割合（以下「鑑定評価額等」という。）の鑑定評価を行う。

(イ) 概報評価額調書の作成

見込価額及び見込借地権割合（以下、「概報評価額等」という。）を記載した概報評価額調書を作成する。

(ロ) 概報評価額調書の提出

上記(イ)で作成した概報評価額調書を、その鑑定評価員を構成員とする鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員（山梨県にあっては統括鑑定評価員。以下同じ。）へ提出する。

(ハ) 鑑定評価員会議への出席

その鑑定評価員を構成員とする鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員からの召集を受けて同会議へ出席する。

(ニ) 鑑定評価書等の作成

鑑定評価額等を記載した鑑定評価書を電磁的記録又は書面により、また、鑑定評価額等入力シートを電磁的記録により作成する。

なお、電磁的記録により鑑定評価書を作成する場合において、鑑定評価書に付す電子署名の詳細については、局資産評価官等から別途指示する。

(ホ) 鑑定評価書の内容確認

別途指示する鑑定評価書確認書等により、作成した鑑定評価書の内容を確認する。

(ヘ) 鑑定評価書等の提出

上記(ニ)で作成した鑑定評価書及び上記(ホ)の鑑定評価書確認書等（以下、本項目において「鑑定評価書等」という。）並びに上記(ニ)で作成した鑑定評価額等入力シートを提出する。

なお、書面により作成した鑑定評価書等は、その鑑定評価員を構成員とする鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員へ提出する。

また、電磁的記録により作成した鑑定評価書等及び鑑定評価額等入力シートの提出先は局資産評価官等から別途指示する。

おって、電磁的記録により鑑定評価書等を提出する場合は、上記(ロ)の概報評価額調書の提出前までに主幹鑑定評価員へその旨申し出る。

ロ 特定の鑑定標準地に係る鑑定評価員

局資産評価官等から鑑定評価を依頼された特定の鑑定標準地について鑑定評価を行う。

なお、大規模工場用地については更地の正常価格（その大規模工場用地が5万平方メートルであるとした場合の価格を含む。）並びに借地権の正常価格及び借地権割合の鑑定評価を行い、ゴルフ場用地等についてはゴルフ場用地等としての正常価格の鑑定評価を行う。

(イ) 概報評価額調書の作成

概報評価額等を記載した概報評価額調書を作成する。

(ロ) 概報評価額調書の提出

上記(イ)で作成した概報評価額調書を、その鑑定評価員を構成員とする鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員へ提出する。

(ハ) 鑑定評価員会議への出席

その鑑定評価員を構成員とする鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員からの召集を受けて同会議へ出席する。

(ニ) 鑑定評価書等の作成

鑑定評価額等を記載した鑑定評価書を電磁的記録又は書面により、また、鑑定評価額等入力シートを電磁的記録により作成する。

なお、電磁的記録により鑑定評価書を作成する場合において、鑑定評価書に付す電子署名の詳細については、局資産評価官等から別途指示する。

(ホ) 鑑定評価書の内容確認

別途指示する鑑定評価書確認書等により、作成した鑑定評価書の内容を確認する。

(ヘ) 鑑定評価書等の提出

上記(ニ)で作成した鑑定評価書及び上記(ホ)の鑑定評価書確認書等（以下、本項目において「鑑定評価書等」という。）並びに上記(ニ)で作成した鑑定評価額等入力シートを提出する。

なお、書面により作成した鑑定評価書等は、その鑑定評価員を構成員とする鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員へ提出する。

また、電磁的記録により作成した鑑定評価書等及び鑑定評価額等入力シートの提出先は局資産評価官等から別途指示する。

おって、電磁的記録により鑑定評価書等を提出する場合は、上記(ロ)概報評価額調書の提出前までに主幹鑑定評価員等へその旨申し出る。

(注) 1 鑑定評価員会議

鑑定評価員会議は、鑑定標準地の鑑定評価額がバランスのとれた適正なものとなるように、鑑定評価員等を構成員としてブロック別及び都県別（特定の鑑定標準地については、国税局の管轄区域別。）に行う。

なお、鑑定評価員会議には、当局資産評価官の職員及びその鑑定評価員会議が担当する区域の評価事務を行う税務署の評価担当職員が出席する。

(1) ブロック別鑑定評価員会議

ブロック別鑑定評価員会議は、そのブロック内の鑑定標準地の鑑定評価を行う鑑定評価員、主幹鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員を構成員とする。

(2) 都県別鑑定評価員会議

都県別鑑定評価員会議は、その都県内のブロック別鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員並びにその都県の統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員を構成員とする（山梨県においては、県内の鑑定評価員、統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員を構成員とする。）。

(3) 特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議

特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議は、当局の管轄区域内の特定の鑑定標準地の鑑定評価を行う鑑定評価員及び主幹鑑定評価員を構成員とする（山梨県においては、県内の鑑定評価員、統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員を構成員とする。）。

- 2 鑑定評価は、不動産鑑定評価法並びに不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準の運用上の留意事項（国土交通事務次官通知）等、不動産鑑定士が不動産の鑑定評価を行うに当たって準拠すべきとされるもの（以下「不動産鑑定評価基準等」という。）に基づいて行う。
- 3 鑑定評価の価格時点は、令和8年1月1日とする。
- 4 調査範囲等条件として、土壤汚染、埋蔵文化財及び地下埋設物を考慮外としての鑑定評価を行う。
- 5 借地権の鑑定評価に当たり、借地権の取引事例がない等の理由で鑑定評価を行うことができない場合は、次の事項を記載した書類を作成する。
 - (1) 鑑定評価によらなかった理由（不動産鑑定評価基準等により難い理由）
 - (2) 調査経過
 - (3) 鑑定標準地の属する地域における標準的な借地契約等に基づいた場合の借地権の正常価格（割合）の査定根拠
- 6 鑑定評価書及び概報評価額調書の作成に当たっては、別途指示する様式及び作成要領に基づいて行う。

(2) 主幹鑑定評価員

イ ブロック別鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員

上記(1)のイの(イ)、(ニ)及び(ホ)の鑑定評価員の業務に加え、次の(イ)から(ト)までの業務を行う。

(イ) 局資産評価官等との協議

ブロック別鑑定評価員会議を代表し、同会議の開催時期、開催場所、協議検討事項及び資料等について、あらかじめ局資産評価官等と協議する。

(ロ) 鑑定標準地の選定について

局資産評価官等が、鑑定標準地の新設、廃止、配置換えなどについて、意見を求めた場合には、適切に助言等を行う。

(ハ) 概報評価額調書の取りまとめ及び提出

ブロック別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等が作成した概報評価額調書を取りまとめ、局資産評価官等へ提出する。

(ニ) ブロック別鑑定評価員会議の主催等

A ブロック別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員を召集し、同会議を主催する。

B ブロック別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員相互の意見調整を行う。

なお、同会議の構成員である鑑定評価員相互の意見が相違する場合においては、鑑定標準地の価格一覧表に自ら判定した意見価格又は意見価格の再検討が必要である旨を記載して局資産評価官等へ提出する。

(ホ) 鑑定評価書の取りまとめ及び提出

ブロック別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等が書面により作成した鑑定評価書を取りまとめ、局資産評価官等へ提出する。

(ヘ) 都県別鑑定評価員会議への出席

その主幹鑑定評価員が担当するブロックの存する都県の統括鑑定評価員からの召集を

受けて都県別鑑定評価員会議へ出席する。

(ト) 鑑定標準地数等一覧表の作成及び提出

その主幹鑑定評価員が担当するブロック内における、市区町村ごとの鑑定評価員名及び担当地点数並びに電磁的記録により鑑定評価書を提出する申し出があった鑑定評価員名の一覧表（以下、併せて「鑑定標準地数等一覧表」という。）を適宜の様式により作成の上、提出する。

なお、提出先は別途指示する。

ロ 特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員

上記(1)のロの(イ)、(ニ)及び(ホ)の特定の鑑定標準地の鑑定評価員の業務に加え、次の(イ)から(ハ)までの業務を行う。

(イ) 局資産評価官等との協議

特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議を代表し、同会議の開催時期、開催場所、協議検討事項及び資料等について、あらかじめ局資産評価官等と協議する。

(ロ) 鑑定標準地の選定について

局資産評価官等が、鑑定標準地の新設、廃止、配置換えなどについて、意見を求めた場合には、適切に助言等を行う。

(ハ) 概報評価額調書の取りまとめ及び提出

特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等が作成した概報評価額調書を取りまとめ、局資産評価官等へ提出する。

(ニ) 特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議の主催等

A 特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員を召集し、同会議を主催する。

B 特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員相互の意見調整を行う。

なお、同会議の構成員である鑑定評価員相互の意見が相違する場合においては、鑑定標準地の価格一覧表に自ら判定した意見価格又は意見価格の再検討が必要である旨を記載して局資産評価官等へ提出する。

(ホ) 鑑定評価書の取りまとめ及び提出

特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等が書面により作成した鑑定評価書を取りまとめ、局資産評価官等へ提出する。

(ヘ) 鑑定標準地数等一覧表の作成及び提出

当局管内の都県（山梨県を除く。）の特定の鑑定標準地に係る鑑定標準地数等一覧表を大規模工場及びゴルフ場用地等の別に適宜の様式により作成の上、提出する。

なお、提出先は別途指示する。

(3) 副主幹鑑定評価員

ブロック別鑑定評価員会議の副主幹鑑定評価員は、上記(1)のイの鑑定評価員の業務に加え、上記(2)のイの主幹鑑定評価員の業務の補佐を行う（都県別鑑定評価員会議への出席を含む。）。

(4) 統括鑑定評価員

上記(1)のイの鑑定評価員の業務に加え、次のイ及びロの業務を行う。

イ 局資産評価官等との協議

都県別鑑定評価員会議を代表し、同会議の開催時期、開催場所、協議検討事項及び資料等について、あらかじめ局資産評価官等と協議する。

ロ 都県別鑑定評価員会議の主催等

(イ) 都県別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等を召集し同会議を主催する。

(ロ) 都県別鑑定評価員会議において鑑定評価員等相互の意見調整を行う。

なお、同会議の構成員である鑑定評価員等相互の意見が相違する場合においては、自ら判定した意見価格又は意見価格の再検討が必要である旨を局資産評価官等へ連絡する。

(注) 山梨県の統括鑑定評価員は、次の業務を併せて行う。

1 概報評価額調書の取りまとめ及び提出

鑑定評価員等が作成した概報評価額調書を取りまとめ、甲府税務署の評価専門官へ提出する。

2 鑑定標準地の選定について

局資産評価官等が、鑑定標準地の新設、廃止、配置換えなどについて、意見を求めた場合には、適切に助言等を行う。

3 鑑定評価書の取りまとめ及び提出

鑑定評価員等が書面により作成した鑑定評価書を取りまとめ、甲府税務署の評価専門官へ提出する。

4 鑑定標準地数等一覧表の作成及び提出

山梨県に係る鑑定標準地数等一覧表を適宜の様式により作成の上、提出する。

なお、提出先は別途指示する。

(5) 副統括鑑定評価員

上記(1)のイの鑑定評価員の業務に加え、上記(4)の統括鑑定評価員の業務の補佐を行う。

4 提出書類及び提出期限

	提出書類	提出期限	提出先
1	概報評価額調書	令和7年12月上旬（予定）	局資産評価官等
2	鑑定評価書 （鑑定評価書確認書等を含む）	令和8年2月10日（火）	
3	鑑定評価額等入力シート		
4	局資産評価官等が指示する書類	令和8年3月中旬（予定）	
5	鑑定標準地数等一覧表（主幹鑑定 評価員及び山梨県の統括鑑定評 価員のみ）	別途指示する	別途指示する

(注) 1 主幹鑑定評価員又は統括鑑定評価員は、その主催する鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等の上記提出書類欄のうち、概報評価額調書及び書面により作成した鑑定評価書を取りまとめ、提出先欄に掲げる者に提出する。

2 概報評価額調書及び局資産評価官等が指示する書類の具体的な提出期限については、

従事者を対象とした令和 7 年 10 月末開催予定の会議において、別途書面等により通知する。

3 鑑定評価額等入力シートの具体的な提出方法等については、従事者を対象とした令和 7 年 10 月末開催予定の会議において、別途書面等により通知する。

4 主幹鑑定評価員及び山梨県の統括鑑定評価員は、その主催する鑑定評価員会議における上記提出書類欄の 5 に掲げる提出書類を適宜の様式により作成し、別途指示する提出先に提出する。

5 受託者の条件

次の(1)から(3)までの条件のいずれにも該当する不動産鑑定業者とする。

- (1) 不動産鑑定評価法第 22 条の規定による登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- (2) 令和 7 年 7 月 1 日時点において、不動産鑑定評価法第 41 条の規定による監督処分に係る不利益処分が終わった日から 3 年を経過していない等、適正な鑑定評価の実施に支障を生じるおそれがあると認められる不動産鑑定業者でないこと。
- (3) 上記 1 の(2)のロからホまでの条件を充足する不動産鑑定士が従事する不動産鑑定業者（その不動産鑑定士が不動産鑑定業者である場合を含む。以下同じ。）であること。

6 報酬

次の(1)から(3)までの区分に応じて定めた金額とする。

なお、次の(1)から(3)までに掲げる金額については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(1) 鑑定評価員

鑑定評価を依頼された鑑定標準地について 1 地点当たり次の金額

鑑定標準地の区分	単 価
一般の鑑定標準地	75,000 円
特定の鑑定標準地	97,700 円

(2) 主幹鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員

次のイ及びロの合計金額

イ 鑑定評価を依頼された鑑定標準地について 1 地点当たり上記(1)の表に掲げる金額

ロ 21,850 円（ブロック別鑑定評価員会議又は特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議の主催等の業務に係るもの）

(3) 統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員

次のイ及びロの合計金額

イ 鑑定評価を依頼された鑑定標準地について 1 地点当たり上記(1)の表に掲げる金額

ロ 21,850 円（都県別鑑定評価員会議の主催等の業務に係るもの）

（注）主幹鑑定評価員又は副主幹鑑定評価員を兼任する者には、上記(2)のロの金額を加算する。

7 契約先及び契約期間

鑑定評価員等が主宰又は所属する不動産鑑定業者と契約する。

また、契約期間は契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

8 「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」に記載した内容の維持

鑑定評価員等及び当局と契約を結ぶ不動産鑑定業者は、契約期間が終了するまで、「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」に記載した内容を維持すること。

なお、契約締結後、記載した内容が維持されなくなった場合には、当局の指示に従うこととし、その指示に対して異議を申し立てないこと。

9 依頼の取消し等

次に掲げる事由が生じた場合は、鑑定評価員等業務の依頼を全て取り消し、その依頼に係る全ての報酬の支払いは行わない。

なお、一部の業務が終了していたとしても、最終成果物である鑑定評価書を、その鑑定評価員を構成員とする鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員へ提出する前に次に掲げる事由に該当することとなった場合においても同様とする。

おって、依頼の取消し等については、全て当局の指示に従うものとし、当該指示に対して異議を申し立てないこと。

- (1) 上記 5 の受託者の条件に該当しないこととなった場合
- (2) 上記 1 の(2)の従事者資格等に該当しないこととなった場合
- (3) 上記 2 の(1)、(2)及び(3)の選任基準に該当しないこととなった場合
- (4) 上記 4 の表の提出書類欄に掲げる書類を提出期限までに提出できる見込みがない場合
- (5) 不動産鑑定業者が、不動産鑑定評価法第 30 条に規定する登録の削除事由に該当することとなった場合
- (6) 鑑定評価員等が、契約期間中に不動産鑑定評価法第 40 条に基づく懲戒処分を受けた場合
- (7) 不動産鑑定業者が、契約期間中に不動産鑑定評価法第 41 条に基づく監督処分を受けた場合
- (8) 局資産評価官等の指示に従わない場合等、その他鑑定評価業務の円滑かつ適正な実施に支障を生じるおそれがあると認められる場合

10 情報の公開

上記 4 の表の提出書類欄に掲げる書類は、行政文書として情報公開の対象となる。

また、提出された書類は、当局が定める路線価等の評定根拠となるものであり、路線価等の内容について納税者等と争いが生じた場合には当局に協力し、必要に応じて資料等を提供すること。

11 その他

- (1) 既に提出した「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」の記載内容に変更があった場合は、局資産評価官等へ直ちに連絡する。
- (2) 鑑定評価を依頼する鑑定標準地は、令和 7 年 11 月中旬までに、局資産評価官等が指示する。
- (3) 本仕様書の業務に関して知り得た事項は、局資産評価官等が認める場合を除き、他に漏ら

してはならない。

また、本業務終了後においても同様とする。

- (4) 本仕様書の業務に関する資料等の保管に当たっては、紛失等のないよう適切に管理し、配付資料については、鑑定評価書等の提出後、局資産評価官等の指示に従い返却（電子情報については削除）する。

- (5) 局資産評価官等が開催する説明会及び打合せ会等に参加する。

なお、出席に伴う交通費等本業務に関して発生する費用は、自己の負担とする。

- (6) 当局が「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を税務署へ提出するに当たり、個人番号の取得及び本人確認を行う場合は、当局に協力する。

なお、個人番号に変更があった場合には、速やかに当局へ連絡する。

- (7) 本仕様書に定めがないものについては局資産評価官等の指示に従う。

令和８年分ブロック別鑑定評価員会議の担当区域

都県名	ブロック名	ブロック別鑑定評価員会議 の担当区域
千葉県	千葉東	千葉東税務署の管轄区域
	千葉南	千葉南税務署の管轄区域
	千葉西	千葉西税務署の管轄区域
	銚子	銚子税務署の管轄区域
	市川	市川税務署の管轄区域
	船橋	船橋税務署の管轄区域
	館山	館山税務署の管轄区域
	木更津	木更津税務署の管轄区域
	松戸	松戸税務署の管轄区域
	佐原	佐原税務署の管轄区域
	茂原	茂原税務署の管轄区域
	成田	成田税務署の管轄区域
	東金	東金税務署の管轄区域
	柏	柏税務署の管轄区域
東京都 (都区内)	千代田	千代田区
	中央	中央区
	港	港区
	品川	品川区
	新宿	新宿区
	文京	文京区
	台東	台東区
	墨田	墨田区
	江東	江東区
	目黒	目黒区
	大田	大田区
	世田谷	世田谷区
	渋谷	渋谷区
	中野	中野区
	杉並	杉並区
	豊島	豊島区
	北	北区
	荒川	荒川区
	板橋	板橋区
	練馬	練馬区
	足立	足立区
	葛飾	葛飾区
	江戸川	江戸川区

都県名	ブロック名	ブロック別鑑定評価員会議 の担当区域
東京都 (多摩地域)	八王子	八王子税務署の管轄区域
	立川	立川税務署の管轄区域
	武蔵野	武蔵野税務署の管轄区域
	青梅	青梅税務署の管轄区域
	武蔵府中	武蔵府中税務署の管轄区域
	町田	町田税務署の管轄区域
	日野	日野税務署の管轄区域
	東村山	東村山税務署の管轄区域
神奈川県	鶴見	鶴見税務署の管轄区域
	横浜中	横浜中税務署の管轄区域
	保土ヶ谷	保土ヶ谷税務署の管轄区域
	横浜南	横浜南税務署の管轄区域
	神奈川	神奈川税務署の管轄区域
	戸塚	戸塚税務署の管轄区域
	緑	緑税務署の管轄区域
	川崎南	川崎南税務署の管轄区域
	川崎北	川崎北税務署の管轄区域
	川崎西	川崎西税務署の管轄区域
	横須賀	横須賀税務署の管轄区域
	平塚	平塚税務署の管轄区域
	鎌倉	鎌倉税務署の管轄区域
	藤沢	藤沢税務署の管轄区域
	小田原	小田原税務署の管轄区域
	相模原	相模原税務署の管轄区域
	厚木	厚木税務署の管轄区域
	大和	大和税務署の管轄区域
山梨県	山梨県	山梨県全域 (注)

(注) 山梨県においては、県下全域を担当区域として都県別鑑定評価員会議を行い、ブロック別鑑定評価員会議は開催しない。

土地評価精通者業務仕様書

1 土地評価精通者の選任基準等

土地評価精通者へ選任されることを希望する者の中から、次の(1)から(4)までの土地評価精通者の区分に応じて定めた基準により選任する（(5)に該当する者を除く。）。

なお、応募者多数の場合には、同一基準に該当する者の中から、鑑定評価員の選任状況、公的土地評価の経験及び鑑定評価の実績等を総合勘案して選任することから、上位基準に該当する者であっても選任されない場合がある。

(1) 宅地の土地評価精通者

原則として、税務署の管轄区域ごとに、次の上位の基準に該当する者から選任する。

イ 令和 8 年地価公示において意見価格等の提出を依頼する地域（以下「依頼地域」という。）

を担当する分科会に所属する不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）

ロ 令和 7 年都県地価調査において依頼地域を担当する分科会に所属する不動産鑑定士

ハ 令和 6 基準年度固定資産税評価において依頼地域の鑑定評価を担当した不動産鑑定士

ニ 過去においてイ、ロ及びハに掲げる公的土地評価の経験がある等、依頼地域の地価事情に精通していると認められる不動産鑑定士

ホ 次に掲げる者で、依頼地域の地価事情に精通していると認められる者

（イ） 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者

（ロ） 不動産取引業者又は不動産取引業者に勤務する者

ヘ 令和 7 年分の土地評価精通者で、依頼地域の宅地の地価事情に精通していると認められる者

ト その他依頼地域の宅地の地価事情に精通していると認められる者

(2) 大規模工場用地・ゴルフ場用地等の土地評価精通者

大規模工場用地（工場、研究開発施設等の敷地の用に供されている宅地及びこれらの宅地に隣接する駐車場、福利厚生施設等の用に供されている一団の土地で、その地積が 5 万平方メートル以上のものをいう。以下同じ。）及びゴルフ場用地等（ゴルフ場、遊園地、競馬場その他これらに類似する施設の用に供されている土地をいう。以下同じ。）の別に、次の上位の基準に該当する者から選任する。

イ 大規模工場用地・ゴルフ場用地等の鑑定評価の実績等から、依頼地域の大規模工場用地・ゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる不動産鑑定士

ロ 次に掲げる者で、依頼地域の大規模工場用地・ゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる者

（イ） 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者

（ロ） 不動産取引業者又は不動産取引業者に勤務する者

ハ その他依頼地域の大規模工場用地・ゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる者

(3) 農地の土地評価精通者

原則として、税務署の管轄区域ごとに、財産評価基本通達（昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56

ほか1課共同)に定める純農地及び中間農地の別に選任する。

イ 純農地

次の上位の基準に該当する者から選任する。

- (イ) 次に掲げる者で、依頼地域の純農地の地価事情に精通していると認められる者
 - A 農業協同組合の役職員
 - B 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者
- (ロ) 依頼地域の純農地の地価事情に精通していると認められる農業経営者
- (ハ) 上記(1)のイ、ロ、ハ及びニのいずれかに該当する不動産鑑定士（該当者が複数の場合においては、イ、ロ、ハ、ニの順に選任する。）
- (ニ) 令和7年分の土地評価精通者で、依頼地域の純農地の地価事情に精通していると認められる者
- (ホ) その他依頼地域の純農地の地価事情に精通していると認められる者

ロ 中間農地

次の上位の基準に該当する者から選任する。

- (イ) 上記(1)のイ、ロ、ハ及びニのいずれかに該当する不動産鑑定士（該当者が複数の場合においては、イ、ロ、ハ、ニの順に選任する。）
 - (ロ) 次に掲げる者で、依頼地域の中間農地の地価事情に精通していると認められる者
 - A 農業協同組合の役職員
 - B 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者
 - (ハ) 令和7年分の土地評価精通者で、依頼地域の中間農地の地価事情に精通していると認められる者
 - (ニ) その他依頼地域の中間農地の地価事情に精通していると認められる者
- (4) 山林の土地評価精通者

原則として、税務署の管轄区域ごとに、財産評価基本通達に定める純山林及び中間山林の別に選任する。

イ 純山林

次の上位の基準に該当する者から選任する。

- (イ) 次に掲げる者で、依頼地域の純山林の地価事情に精通していると認められる者
 - A 森林組合の役職員
 - B 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者
- (ロ) 依頼地域の純山林の地価事情に精通していると認められる林業経営者
- (ハ) 上記(1)のイ、ロ、ハ及びニのいずれかに該当する不動産鑑定士（該当者が複数の場合においては、イ、ロ、ハ、ニの順に選任する。）
- (ニ) 令和7年分の土地評価精通者で、依頼地域の純山林の地価事情に精通していると認められる者
- (ホ) その他依頼地域の純山林の地価事情に精通していると認められる者

ロ 中間山林

次の上位の基準に該当する者から選任する。

- (イ) 上記(1)のイ、ロ、ハ及びニのいずれかに該当する不動産鑑定士（該当者が複数の場合においては、イ、ロ、ハ、ニの順に選任する。）

- (ロ) 次に掲げる者で、依頼地域の中間山林の地価事情に精通していると認められる者
 - A 森林組合の役職員
 - B 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者
 - (ハ) 令和7年分の土地評価精通者で、依頼地域の中間山林の地価事情に精通していると認められる者
 - (ニ) その他依頼地域の中間山林の地価事情に精通していると認められる者
- (5) 不適格者
- イ 不動産鑑定士の場合
 - (イ) 不動産鑑定士が、令和7年7月1日時点において、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号、以下「不動産鑑定評価法」という。）第40条の規定による懲戒処分に係る不利益処分が終わった日から3年を経過していない等、適正な意見価格等の提出に支障を生じるおそれがあると認められる者。
 - (ロ) 不動産鑑定士が主宰又は所属している不動産鑑定業者が、令和7年7月1日時点において、不動産鑑定評価法第41条の規定による監督処分に係る不利益処分が終わった日から3年を経過していない等、適正な意見価格等の提出に支障を生じるおそれがあると認められる者。
 - ロ その他
 - 適切な意見価格等の提出に支障を生じるおそれがあると認められる者
- (6) 土地評価精通者の選任の取消し等
- イ 土地評価精通者が不動産鑑定士である場合
 - 東京国税局（以下「当局」という。）の選任した土地評価精通者が不動産鑑定評価法第40条の規定による懲戒処分を受けた場合は、選任を取り消す。
 - なお、土地評価精通者である不動産鑑定士が主宰又は所属している不動産鑑定業者が、不動産鑑定評価法第41条の規定による監督処分を受けた場合についても同様とする。
 - また、令和7年7月1日から当局が土地評価精通者を選任するまでの間に、不動産鑑定評価法第40条の規定による懲戒処分を受けた者及び土地評価精通者への選任を希望する不動産鑑定士が主宰又は所属している不動産鑑定業者で不動産鑑定評価法第41条の規定による監督処分を受けた者については、土地評価精通者への選任は行わない。
 - ロ その他
 - 当局が選任した土地評価精通者について、上記(1)から(4)の選任基準に該当しないこととなった場合は、当局の判断によりその選任を取り消す。

2 土地評価精通者の業務内容

土地評価精通者は、依頼地域の評価事務を担当する税務署の評価専門官（以下「署評価専門官」という。）から意見価格等の提出を依頼された標準地等について、次の(1)から(6)までの区分に応じて定めた業務を行う。

なお、土地評価精通者は、適正な意見価格等を提出するため、依頼された標準地等を実地に確認することとする。

(1) 宅地

主要標準地（路線価及び評価倍率（以下「路線価等」という。）を定めるための評定を行う

上で主要な基準点となる標準地をいう。以下同じ。) について、地価公示価格水準の1平方メートル当たりの価格、借地権割合、地価変動率及び予想売買価格の調査を行う。

(2) 大規模工場用地・ゴルフ場用地等

イ 大規模工場用地

主要標準地について、地積がおおむね5万平方メートルのく形の宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価格、借地権割合、地価変動率及び予想売買価格の調査を行う。

ロ ゴルフ場用地等

主要標準地について、ゴルフ場用地等の付近にある土地の価格から比準して求めた価格に、そのゴルフ場用地等に造成するための費用を加算した1平方メートル当たりの価格、地価変動率及び予想売買価格の調査を行う。

(3) 農地

主要標準地について、専ら農業の用（農業経営のための素地）に供することを目的とした売買において通常成立すると認められる10アール当たりの価格、付近の宅地の価格に対する割合、地価変動率及び予想売買価格の調査を行う。

(4) 山林

主要標準地について、専ら林業の用（林業経営のための素地）に供することを目的とした売買において通常成立すると認められる10アール当たりの価格、付近の宅地の価格に対する割合、地価変動率及び予想売買価格の調査を行う。

(5) 地価公示標準地等の借地権割合の評定根拠

地価公示標準地及び都県の基準地（以下「地価公示標準地等」という。）の借地権割合、借地権価格、更地価格及び評定根拠を提出する。

(6) 署の最高標準宅地等についての精通者意見価格の評定理由等

次に掲げる内容等を記載して提出する。

イ 精通者意見価格の評定理由

ロ 予想売買価格の評定理由

ハ 借地権割合の評定理由

ニ 署の最高標準宅地等の周辺の地価動向と今後の見通し等

(注) 1 意見価格等の価格時点は令和8年1月1日とする。

2 標準地1地点当たりの土地評価精通者は、原則として3名又は2名（地価公示標準地の借地権割合の評定根拠は1名）とする。

3 大規模工場用地・ゴルフ場用地等の意見価格等の提出に当たっては、精通者意見価格調書（宅地）を使用する。

4 署の最高標準宅地等についての精通者意見価格の評定理由等を提出する土地評価精通者は、原則として2名とする。

5 提出した意見価格等について再検討の指示があった場合は、速やかに当該意見価格等の再検討を行い、必要に応じて訂正する。

3 提出書類及び提出期限等

土地評価精通者は、次に掲げる書類を、原則として、パソコンで作成し電子メール等で提出する。

なお、具体的な提出方法及び提出先のメールアドレス等は別途指示する。

	提出書類	提出期限	提出先
1	精通者意見価格調書（宅地）	令和8年2月10日（火）	署評価専門官
2	精通者意見価格調書（農地・山林）		
3	地価公示標準地等の借地権割合（価格）の評定根拠		
4	最高標準宅地等についての精通者意見価格の評定理由書		
5	その他、別途指示のあった書類	令和8年3月中旬（予定）	

（注）その他、別途指示にあった書類の具体的な提出期限については、選任者を対象とした令和7年10月末開催予定の会議において、別途書面により通知する。

4 受託者の条件

次の(1)から(4)までの土地評価精通者の区分に応じ、次に掲げる者とする。

(1) 宅地の土地評価精通者

- イ 不動産鑑定士（不動産鑑定業者を含む。）
- ロ 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者（金融機関を含む。）
- ハ 不動産取引業者に勤務する者（不動産取引業者を含む。）
- ニ その他、依頼地域の宅地の地価事情に精通していると認められる者

(2) 大規模工場用地及びゴルフ場用地等の土地評価精通者

- イ 不動産鑑定士（不動産鑑定業者を含む。）
- ロ 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者（金融機関を含む。）
- ハ 不動産取引業者に勤務する者（不動産取引業者を含む。）
- ニ その他、依頼地域の大規模工場用地及びゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる者

(3) 農地の土地評価精通者

- イ 不動産鑑定士（不動産鑑定業者を含む。）
- ロ 農業協同組合の役職員（農業協同組合を含む。）
- ハ 依頼地域の農地の地価事情に精通していると認められる農業経営者
- ニ 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者（金融機関を含む。）
- ホ その他、依頼地域の農地の地価事情に精通していると認められる者

(4) 山林の土地評価精通者

- イ 不動産鑑定士（不動産鑑定業者を含む。）
- ロ 森林組合の役職員（森林組合を含む。）
- ハ 依頼地域の山林の地価事情に精通していると認められる林業経営者
- ニ 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者（金融機関を含む。）
- ホ その他、依頼地域の山林の地価事情に精通していると認められる者

5 報酬

(1) 意見価格等の提出をした標準地

1 地点当たり次の金額（消費税及び地方消費税を含む。）

標準地の区分	単価	
	不動産鑑定士	不動産鑑定士以外
宅地、農地、山林	1,450 円	1,150 円
大規模工場用地、ゴルフ場用地等	5,600 円	5,100 円

(2) 地価公示標準地等の借地権割合の評定根拠

1 地点当たり 3,300 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 最高標準宅地等についての精通者意見価格の評定理由書

1 地点当たり 3,300 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約先及び契約期間

契約先は以下のとおりとする。

また、契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(1) 土地評価精通者が不動産鑑定士である場合

イ 不動産鑑定業者の業務として従事する場合

不動産鑑定業者（不動産鑑定士が主宰する不動産鑑定業者を含む。）と契約する。

ロ 不動産鑑定士（個人）の業務として従事する場合

不動産鑑定士（個人）と契約する。

(2) 土地評価精通者が不動産鑑定士以外である場合

イ 法人（個人事業者を含む。）の業務として従事する場合

法人（個人事業者を含む。）と契約する。

ロ 個人の業務として従事する場合

個人と契約する。

7 「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」等に記載した内容の維持

土地評価精通者及び当局と契約を結ぶ者は、契約期間が終了するまで、「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」又は「土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士以外用）」に記載した内容を維持すること。

なお、契約締結後、記載した内容が維持されなくなった場合には、当局の指示に従うこととし、その指示に対して異議を申し立てないこと。

8 依頼の取消し

次に掲げる事由が生じた場合は、土地評価精通者業務の依頼を全て取り消し、その依頼に係る全ての報酬の支払いは行わない。

(1) 上記4の受託者の条件に該当しないこととなった場合

(2) 上記1の選任基準に該当しないこととなった場合

- (3) 上記 3 の表の提出書類欄に掲げる書類を提出期限までに提出できる見込みがない場合
- (4) 土地評価精通者が主宰又は所属する不動産鑑定業者が、不動産鑑定評価法第 30 条に規定する登録の削除事由に該当することとなった場合
- (5) 土地評価精通者が、契約期間中に不動産鑑定評価法第 40 条に基づく懲戒処分を受けた場合
- (6) 土地評価精通者が主宰又は所属する不動産鑑定業者が、契約期間中に不動産鑑定評価法第 41 条に基づく監督処分を受けた場合
- (7) 当局資産評価官又は署評価専門官（以下「局資産評価官等」という）の指示に従わない場合等、その他土地評価精通者業務の円滑かつ適正な実施に支障を生じるおそれがあると認められる場合

9 情報の公開

上記 3 の表の提出書類欄に掲げる書類は、行政文書として情報公開の対象となる。

また、提出された書類は、当局が定める路線価等の評定根拠となるものであり、路線価等の内容について納税者等と争いが生じた場合には当局に協力し、必要に応じて資料等を提供すること。

10 その他

- (1) 「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」又は「土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士以外用）」の記載内容に変更があった場合は、局資産評価官等へ直ちに連絡する。
- (2) 意見価格等の調査等を依頼する標準地は、令和 7 年 11 月中旬までに署評価専門官が指示する。
- (3) 本仕様書の業務に関して知り得た事項は、局資産評価官等が認める場合を除き、他に漏らしてはならない。
また、本業務終了後においても同様とする。
- (4) 本仕様書の業務に関する資料等の保管に当たっては、紛失等のないよう適切に管理し、配付資料については、精通者意見価格調書等の提出後、局資産評価官等の指示に従い返却（電子情報については削除）する。
- (5) 局資産評価官等が開催する説明会及び打合せ会等に参加する。
なお、出席に伴う交通費等、本業務に関して発生する費用は、全て自己の負担とする。
- (6) 当局が「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を税務署へ提出するに当たり、個人番号の取得及び本人確認を行う場合は、当局に協力する。
なお、個人番号に変更があった場合には、速やかに当局へ連絡する。
- (7) 本仕様書に定めがないものについては局資産評価官等の指示に従う。

契 約 書

支出負担行為担当官 東京国税局 総務部次長 ●● ●●（以下「甲」という。）と、
*****（以下「乙」という。）とは、次の
条項により「令和 8 年分鑑定評価員等業務」（以下「本業務」という。）に関する契約（以下「本
契約」という。）を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第 1 条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行しなければならない。

（本契約の目的）

第 2 条 本契約では、別に定める「仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき行う、本業務
に関する事項を定めるものである。

2 乙は、本契約の条項に従い、本業務を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（履行場所）

第 3 条 業務の履行場所は、仕様書に記載する場所とする。

2 乙は、乙が業務を履行するために必要な要件を満たす履行場所を、乙の負担であらかじめ
用意するものとする。

3 甲は、必要に応じて、前項の履行場所を視閲することができるものとする。

4 前 2 項の履行場所の要件及び乙が当該履行場所を使用するに当たって遵守すべき事項に
ついては、甲乙協議の上、決定するものとする。

（契約期間）

第 4 条 契約期間は、令和 7 年●月●日から令和 8 年 3 月 31 日とする。

（契約金額）

第 5 条 本契約は単価契約とし、契約単価は別表「単価表」のとおりとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法
第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。

（契約保証金）

第 6 条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 7 条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合
を除き第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会
社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、
信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定
する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の乙に対する弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（下請け、委任等の禁止）

第 8 条 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、原則として本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- 3 前項ただし書により甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- 4 第 2 項ただし書により甲が承認した場合でも、乙は甲に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。
- 5 第 2 項ただし書にかかわらず、乙は、第 26 条第 2 項第 15 号から第 19 号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）とすることができない。
- 6 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。なお、この場合において、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。
- 7 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。
- （1）下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき。
- （2）正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し下請負人等が締結した契約を解除させるためにとりうる措置を講じないとき。
- 8 前項の場合、乙は甲、国税局若しくは税務署等国税組織全体に属する全部又はいずれかの組織（以下「甲等」という。）が実際に被った損害について、第 31 条に規定する損害賠償責任を免れない。

（従事者の限定）

第 9 条 乙は、従事者を限定して本業務を行うものとする。

- 2 乙は、甲から申し出があった場合は、甲に対し、前項の従事者（前条の「第三者」を含む。）を、書面により通知しなければならない。
- 3 甲は、従事者の中に本業務の遂行について著しく不適当な者がいると認めた場合には、乙に対して、その理由を付して通知し、乙に必要な措置を要求することができるものとする。
- 4 乙は、自己の事由により本条第 2 項により甲に通知した従事者を変更する場合には、甲に対し、変更理由及び変更従事者名を、事前に書面にて通知し、甲の承認を得るものとする。

（応札条件の維持）

第 10 条 乙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び甲の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

- 2 乙は、本業務、仕様書に定める納入物（以下「納入物件」という。）及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体された成果物、ソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
- 3 乙は、前2項に規定する秘密情報及び納入物件等（以下「秘密情報等」という。）を本契約の履行以外の目的で複製してはならない。
- 4 乙は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 5 乙は、秘密情報漏洩等があった場合には直ちに甲へ報告するものとし、この対応に係る甲の指示に従わなければならない。
- 6 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は何ら通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 7 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は乙に対して、第5条第1項に定める契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができる。この場合、乙は、甲等が実際に被った損害について、第31条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
- 8 個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙の取扱いを遵守しなければならない。
- 9 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(費用負担)

第12条 本業務の遂行に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(監督等)

第13条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせることができる。

- 2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
- 3 甲は、第8条第2項ただし書の規定により承認した場合には、乙に対し、本契約上の義務の履行に関してなされた乙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

(事情変更)

第14条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。ただし、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。

- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(成果品の提出及び期間の延長)

第15条 乙は、甲に対し、納入物件を仕様書に定める納入期限までに第16条に規定する受入検査に合格しうる状態で引き渡す（以下「引渡し」という。）ものとする。

- 2 乙は、納入物件の引渡しを完了したときは、仕様書に定める方法により、直ちに、その旨を甲に通知するものとする。
- 3 乙は、納入期限前に納入物件の引渡しを行おうとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は、納入期限までに納入物件の引渡しを行うことができないと認めたときは、直ちにその理由及び納入予定期日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、天災地変その他正当な理由により本契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲に期間の延長を求めることができる。
- 6 甲は、乙の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲が相当と認める日数の期間を延長することができる。
- 7 乙は、仕様書に定める期限までに納入物件の提出を行うことができないと認めたときは、直ちにその理由及び提出予定期日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。
- 8 乙の責に帰すべき事由による延期の申し出があった場合、乙は、違約罰として甲に対し、遅延日数に応じ、契約金額に対して年2.5パーセントの遅延損害金を納付するものとする。
- 9 前項の場合、乙は、甲等が実際に被った損害について、第31条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

(受入検査)

第16条 乙は、本業務を終了したときには、納入物件を添えて速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査（以下「受入検査」という。）を受けなければならない。

- 2 甲は、乙から前項の規定による報告を受けた日から10日以内に検査職員による受入検査を行わなければならない。
- 3 乙は、業務の完了後10日を経過する日までに甲から連絡がない場合は、受入検査に合格したものとする。
- 4 甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する受入検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。
- 5 乙は、第1項の受入検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
- 6 受入検査の結果不合格の場合、乙は、甲の指定する期間内に、乙の費用により不合格品を引き取り、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上、再度受入検査を受けなければならない。
- 7 乙が前項の甲の指定する期間内に不合格品を引き取らないときは、甲は、乙に対し、これを乙の費用で返送することができる。返送しない場合でも、甲は、不合格品の保管につき、何ら責を負わないものとする。
- 8 第4項、第6項及び第7項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

(特別受入手続)

第17条 不合格品のうち、不良の程度、範囲が軽微で甲が利用可能なものと特に認めた物品については、前条にかかわらず、甲はこれを引き取るができるものとする（以下「特別受入手続」という。）。この場合の引き取り金額は、客観的に相当と認められる範囲で甲乙協議の上決定するものとする。

(納入の完了)

第18条 乙は、検査に合格した時又は特別受入手続がとられた時に納入を完了したものとし(以下「納入の完了」という。)、当該時点において本物品の所有権が乙から甲へ移転するものとする。

(契約金額の請求及び支払)

第19条 乙は、納入の完了後、甲があらかじめ定める書式又は甲に事前に提出してその承認を得た乙の書式による支払請求書をもって、第5条第1項に定める契約単価に確定数量を乗じて算出した金額の支払を甲に請求するものとする。

2 前項の請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に、あらかじめ甲の定める方法により乙に支払わなければならない。

4 前項の期限内に甲の支払がないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の定めるところによる。

(業務完了後における説明等)

第20条 乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(危険負担)

第21条 業務の完了前に生じた納入物件の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた場合は、この限りでない。

2 業務の終了後に生じた納入物件の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、全て甲の負担とする。ただし、乙の故意又は過失により生じた場合は、この限りでない。

(産業財産権の帰属等)

第22条 乙が、本業務を遂行する過程で主として甲の技術指導により発明(考案及び意匠の創作を含む。以下「発明等」という。)をしたときは、その産業財産権は、その権利の発生の時から甲に帰属するものとする。

2 前項以外の発明等は甲と乙の共有に帰属する。

3 前項の共有に帰属する発明等につき産業財産権の設定の出願をしようとするときは、別途定める共同出願契約を締結するものとする。

(著作権等)

第23条 納入物件に関する乙の著作権(著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、納品の完了をもって乙から甲に譲渡されたものとする。

2 本契約における納入物件の原著作権及び二次的著作物の著作権は、甲に帰属するものとする。また、甲は本契約における納入物件について、自由に複製、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに任意に開示できるものとする。ただし、本契約において納入される納入物件のうち、従来から第三者が著作権を有しているものについては、当該第三者に権利留保されるものとする。なお、この場合においても、本契約に基づき利用する目的の範囲内に限り、甲は第三者に権利留保された著作権を自由に複製、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。

3 本契約における納入物件に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が

含まれている場合は、甲が特に使用を指示した場合を除き、乙は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うこととする。この場合、甲は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

- 4 乙は、本業務に関して公表又は出版をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、甲に対して一切の著作者人格権を行使しないこととし、また第三者をして行使させないものとする。

(知的財産権等の権利侵害)

- 第24条 乙は、納入物件に関し、国内外の第三者が所有する著作権、特許権、回路配置利用権、ノウハウを含む産業財産権等（公告又は公開中のものを含み、以下「知的財産権」という。）を侵害するおそれがある場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の知的財産権に関して、権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟手続に限られない。）、その責任及び負担において、その紛争を処理及び解決するものとし、甲に対し、一切の損失を被らせないものとする。

(乙の契約不適合責任及び品質保証義務違反)

- 第25条 甲は本業務を完了した日から起算して1年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害で、本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。
 - (1) 本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
 - (2) 本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
 - (3) 契約不適合を原因として、甲の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用
 - 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の迫完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第1項ないし第3項に基づく各請求ができるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(解除)

第26条 甲は、自己の都合により、乙に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙に次の各号に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の履行に支障が生じると認められるときは、甲は、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
- (2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
- (5) 本業務の履行に著しい遅延のあったとき。
- (6) 第16条に規定する再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
- (7) 契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は第25条に規定する甲の請求に応じないとき。
- (8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
- (10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
- (11) 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
- (12) 解散の決議をしたとき。
- (13) 乙の責めに帰すべき事由により秘密情報(書面等をもって甲が乙に提供した情報及び甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)を甲、乙以外の第三者が知り得ることとなったとき。
- (14) 本契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (15) 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (16) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (17) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (18) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (19) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (20) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
 - (21) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - (22) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
 - (23) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
 - (24) その他、第 20 号から第 23 号に準ずる行為をしたとき。
 - (25) 前各号に類する事実があったとき。
- 3 甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙に対して、第 5 条第 1 項に定める契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の 100 分の 30 に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 4 乙が、本契約で別途定める場合を除き、本契約上の規定に違反した場合には、甲は、第 1 項の解除をしない場合でも、乙に対して、第 5 条第 1 項に定める契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の 100 分の 30 に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 5 前 2 項の場合、乙は、甲等が実際に被った損害について、第 31 条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
- 6 甲が第 2 項の規定により本契約を解除した場合、乙は甲に対して損害賠償等、名目の一切を問わず、金銭を要求することができない。

（本契約の任意解約等）

- 第27条 甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。
- 2 甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打ち切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。
- (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
 - (2) 本契約の一時中止又は打切の場合 当該時点までに乙に発生した合理的な費用
- 3 前項の場合において、乙は甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

- 第28条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項、第 2 項若しくは第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当

該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第29条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、第5条第1項に定める契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項又は第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、第5条第1項に定める契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額のほか、第5条第1項に定める契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
- (2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、第31条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(調査)

第30条 甲は必要と認める場合には、期限を示して、乙にその業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者（甲と契約関係にある公認会計士等を含む。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。

2 乙は、前項に規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。

3 第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、第5条第1項に定める契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の100分の30に相当する金額を違約金として請求することができるものとする。

4 前項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、第31条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

(損害賠償)

第31条 乙は、債務不履行に基づき甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。

2 前項の損害には、甲等が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において甲等が国民等に支払いを要する金額及び甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

(賠償金等の徴収)

第32条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延損害金を徴収する。

(不当介入に関する通報・報告)

第33条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(善管注意義務等)

第34条 乙は、本業務の取扱いについて善良な管理者の注意義務を怠ってはならない。

(衛生保持)

第35条 乙の従業員が、結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）で定義されている感染症のうち、契約を履行する上で感染のおそれのある感染症を発症した場合は就業させないこと。この場合、乙は甲に対して速やかに連絡すること。

(紛争の解決)

第36条 本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともこれに服するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙の平等の負担とする。

(法律、規格等の遵守)

第37条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(人権尊重努力義務)

第38条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(補則)

第39条 本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

本契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年●月●日

甲 東京都中央区築地5-3-1

支出負担行為担当官

東京国税局総務部次長

● ● ● ●

乙

単価表

- 1 鑑定評価員
鑑定標準地 1 地点当たりの単価（消費税及び地方消費税を含む。）は、下表のとおりとする。

鑑定標準地の区分	単価
一般の鑑定標準地	75,000円
特定の鑑定標準地	97,700円

- 2 主幹鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員
ブロック別鑑定評価員会議又は特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議の主催等の業務に係るもの
21,850円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 3 統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員
都県別鑑定評価員会議の主催等の業務に係るもの
21,850円（消費税及び地方消費税を含む。）

個人情報に関する取扱い（第 11 条第 8 項）

（定義）

第 1 条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

（秘密保持）

第 2 条 乙は、甲の事前の書面等による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面等による承諾を得て個人情報を第三者に開示又は提供等する場合には、第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」という。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

（個人情報の使用）

第 3 条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

（複製等）

第 4 条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であつて、かつ、甲の事前の書面等による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取り扱うものとする。

（管理）

第 5 条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定めるものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

- （1）個人情報の取扱い責任者
- （2）個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
- （3）個人情報の授受、移送方法
- （4）個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」という。）の方法
- （5）個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
- （6）個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容
- （7）本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事

する者（以下「従業員等」という。）への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

- 3 乙は、従業員等以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（個人情報の取得）

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知の上、甲の指示に従うものとする。おって、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書等にて行うこととする。

（問合せ等）

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡の上、甲の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

（事故発生時の対応等）

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはそのおそれがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

- 3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

（再委託の取扱）

第10条 乙は、甲の書面等による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

- 3 乙は、甲の事前の書面等による承諾を得て本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、第三者に対し本別紙と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

（監査）

第11条 乙は、本件業務期間中、甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5

条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、あるいは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

契 約 書

支出負担行為担当官 東京国税局 総務部次長 ●● ●●（以下「甲」という。）と、
*****（以下「乙」という。）とは、次の
条項により「令和 8 年分土地評価精通者業務」（以下「本業務」という。）に関する契約（以下
「本契約」という。）を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第 1 条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行しなければならない。

（本契約の目的）

第 2 条 本契約では、別に定める「仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき行う、本業務
に関する事項を定めるものである。

2 乙は、本契約の条項に従い、本業務を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（履行場所）

第 3 条 業務の履行場所は、仕様書に記載する場所とする。

2 乙は、乙が業務を履行するために必要な要件を満たす履行場所を、乙の負担であらかじめ
用意するものとする。

3 甲は、必要に応じて、前項の履行場所を視閲することができるものとする。

4 前 2 項の履行場所の要件及び乙が当該履行場所を使用するに当たって遵守すべき事項に
ついては、甲乙協議の上、決定するものとする。

（契約期間）

第 4 条 契約期間は、令和 7 年●月●日から令和 8 年 3 月 31 日とする。

（契約金額）

第 5 条 本契約は単価契約とし、契約単価は別表「単価表」のとおりとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法
第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。

（契約保証金）

第 6 条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 7 条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合
を除き第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会
社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、
信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定
する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の乙に対する弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（下請け、委任等の禁止）

第 8 条 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、原則として本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- 3 前項ただし書により甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- 4 第 2 項ただし書により甲が承認した場合でも、乙は甲に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。
- 5 第 2 項ただし書にかかわらず、乙は、第 26 条第 2 項第 15 号から第 19 号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）とすることができない。
- 6 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。なお、この場合において、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。
- 7 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。
- （1）下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき。
- （2）正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し下請負人等が締結した契約を解除させるためにとりうる措置を講じないとき。
- 8 前項の場合、乙は甲、国税局若しくは税務署等国税組織全体に属する全部又はいずれかの組織（以下「甲等」という。）が実際に被った損害について、第 31 条に規定する損害賠償責任を免れない。

（従事者の限定）

第 9 条 乙は、従事者を限定して本業務を行うものとする。

- 2 乙は、甲から申し出があった場合は、甲に対し、前項の従事者（前条の「第三者」を含む。）を、書面により通知しなければならない。
- 3 甲は、従事者の中に本業務の遂行について著しく不適当な者がいると認めた場合には、乙に対して、その理由を付して通知し、乙に必要な措置を要求することができるものとする。
- 4 乙は、自己の事由により本条第 2 項により甲に通知した従事者を変更する場合には、甲に対し、変更理由及び変更従事者名を、事前に書面にて通知し、甲の承認を得るものとする。

（応札条件の維持）

第 10 条 乙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び甲の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

- 2 乙は、本業務、仕様書に定める納入物（以下「納入物件」という。）及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体された成果物、ソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
- 3 乙は、前2項に規定する秘密情報及び納入物件等（以下「秘密情報等」という。）を本契約の履行以外の目的で複製してはならない。
- 4 乙は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 5 乙は、秘密情報漏洩等があった場合には直ちに甲へ報告するものとし、この対応に係る甲の指示に従わなければならない。
- 6 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は何ら通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 7 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は乙に対して、第5条第1項に定める契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができる。この場合、乙は、甲等が実際に被った損害について、第31条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
- 8 個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙の取扱いを遵守しなければならない。
- 9 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(費用負担)

第12条 本業務の遂行に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(監督等)

第13条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせることができる。

- 2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
- 3 甲は、第8条第2項ただし書の規定により承認した場合には、乙に対し、本契約上の義務の履行に関してなされた乙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

(事情変更)

第14条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。ただし、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。

- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(成果品の提出及び期間の延長)

第15条 乙は、甲に対し、納入物件を仕様書に定める納入期限までに第16条に規定する受入検査に合格しうる状態で引き渡す（以下「引渡し」という。）ものとする。

- 2 乙は、納入物件の引渡しを完了したときは、仕様書に定める方法により、直ちに、その旨を甲に通知するものとする。
- 3 乙は、納入期限前に納入物件の引渡しを行おうとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は、納入期限までに納入物件の引渡しを行うことができないと認めたときは、直ちにその理由及び納入予定期日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、天災地変その他正当な理由により本契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲に期間の延長を求めることができる。
- 6 甲は、乙の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲が相当と認める日数の期間を延長することができる。
- 7 乙は、仕様書に定める期限までに納入物件の提出を行うことができないと認めたときは、直ちにその理由及び提出予定期日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。
- 8 乙の責に帰すべき事由による延期の申し出があった場合、乙は、違約罰として甲に対し、遅延日数に応じ、契約金額に対して年2.5パーセントの遅延損害金を納付するものとする。
- 9 前項の場合、乙は、甲等が実際に被った損害について、第31条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

(受入検査)

第16条 乙は、本業務を終了したときには、納入物件を添えて速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査（以下「受入検査」という。）を受けなければならない。

- 2 甲は、乙から前項の規定による報告を受けた日から10日以内に検査職員による受入検査を行わなければならない。
- 3 乙は、業務の完了後10日を経過する日までに甲から連絡がない場合は、受入検査に合格したものとする。
- 4 甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する受入検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。
- 5 乙は、第1項の受入検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
- 6 受入検査の結果不合格の場合、乙は、甲の指定する期間内に、乙の費用により不合格品を引き取り、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上、再度受入検査を受けなければならない。
- 7 乙が前項の甲の指定する期間内に不合格品を引き取らないときは、甲は、乙に対し、これを乙の費用で返送することができる。返送しない場合でも、甲は、不合格品の保管につき、何ら責を負わないものとする。
- 8 第4項、第6項及び第7項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

(特別受入手続)

第17条 不合格品のうち、不良の程度、範囲が軽微で甲が利用可能なものと特に認めた物品については、前条にかかわらず、甲はこれを引き取るができるものとする（以下「特別受入手続」という。）。この場合の引き取り金額は、客観的に相当と認められる範囲で甲乙協議の上決定するものとする。

(納入の完了)

第18条 乙は、検査に合格した時又は特別受入手続がとられた時に納入を完了したものとし(以下「納入の完了」という。)、当該時点において本物品の所有権が乙から甲へ移転するものとする。

(契約金額の請求及び支払)

第19条 乙は、納入の完了後、甲があらかじめ定める書式又は甲に事前に提出してその承認を得た乙の書式による支払請求書をもって、第5条第1項に定める契約単価に確定数量を乗じて算出した金額の支払を甲に請求するものとする。

2 前項の請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に、あらかじめ甲の定める方法により乙に支払わなければならない。

4 前項の期限内に甲の支払がないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の定めるところによる。

(業務完了後における説明等)

第20条 乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(危険負担)

第21条 業務の完了前に生じた納入物件の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた場合は、この限りでない。

2 業務の終了後に生じた納入物件の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、全て甲の負担とする。ただし、乙の故意又は過失により生じた場合は、この限りでない。

(産業財産権の帰属等)

第22条 乙が、本業務を遂行する過程で主として甲の技術指導により発明(考案及び意匠の創作を含む。以下「発明等」という。)をしたときは、その産業財産権は、その権利の発生の時から甲に帰属するものとする。

2 前項以外の発明等は甲と乙の共有に帰属する。

3 前項の共有に帰属する発明等につき産業財産権の設定の出願をしようとするときは、別途定める共同出願契約を締結するものとする。

(著作権等)

第23条 納入物件に関する乙の著作権(著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、納品の完了をもって乙から甲に譲渡されたものとする。

2 本契約における納入物件の原著作権及び二次的著作物の著作権は、甲に帰属するものとする。また、甲は本契約における納入物件について、自由に複製、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに任意に開示できるものとする。ただし、本契約において納入される納入物件のうち、従来から第三者が著作権を有しているものについては、当該第三者に権利留保されるものとする。なお、この場合においても、本契約に基づき利用する目的の範囲内に限り、甲は第三者に権利留保された著作権を自由に複製、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。

3 本契約における納入物件に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が

含まれている場合は、甲が特に使用を指示した場合を除き、乙は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うこととする。この場合、甲は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

- 4 乙は、本業務に関して公表又は出版をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、甲に対して一切の著作者人格権を行使しないこととし、また第三者をして行使させないものとする。

(知的財産権等の権利侵害)

- 第24条 乙は、納入物件に関し、国内外の第三者が所有する著作権、特許権、回路配置利用権、ノウハウを含む産業財産権等（公告又は公開中のものを含み、以下「知的財産権」という。）を侵害するおそれがある場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の知的財産権に関して、権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟手続に限られない。）、その責任及び負担において、その紛争を処理及び解決するものとし、甲に対し、一切の損失を被らせないものとする。

(乙の契約不適合責任及び品質保証義務違反)

- 第25条 甲は本業務を完了した日から起算して1年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害で、本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。
 - (1) 本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
 - (2) 本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
 - (3) 契約不適合を原因として、甲の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用
 - 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の迫完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第1項ないし第3項に基づく各請求ができるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(解除)

第26条 甲は、自己の都合により、乙に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙に次の各号に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の履行に支障が生じると認められるときは、甲は、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
- (2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
- (5) 本業務の履行に著しい遅延のあったとき。
- (6) 第16条に規定する再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
- (7) 契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は第25条に規定する甲の請求に応じないとき。
- (8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
- (10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
- (11) 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
- (12) 解散の決議をしたとき。
- (13) 乙の責めに帰すべき事由により秘密情報(書面等をもって甲が乙に提供した情報及び甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)を甲、乙以外の第三者が知り得ることとなったとき。
- (14) 本契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (15) 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (16) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (17) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (18) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (19) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (20) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
 - (21) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - (22) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
 - (23) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
 - (24) その他、第 20 号から第 23 号に準ずる行為をしたとき。
 - (25) 前各号に類する事実があったとき。
- 3 甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙に対して、第 5 条第 1 項に定める契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の 100 分の 30 に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 4 乙が、本契約で別途定める場合を除き、本契約上の規定に違反した場合には、甲は、第 1 項の解除をしない場合でも、乙に対して、第 5 条第 1 項に定める契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の 100 分の 30 に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 5 前 2 項の場合、乙は、甲等が実際に被った損害について、第 31 条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
- 6 甲が第 2 項の規定により本契約を解除した場合、乙は甲に対して損害賠償等、名目の一切を問わず、金銭を要求することができない。

（本契約の任意解約等）

- 第27条 甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。
- 2 甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打ち切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。
- (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
 - (2) 本契約の一時中止又は打切の場合 当該時点までに乙に発生した合理的な費用
- 3 前項の場合において、乙は甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

- 第28条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項、第 2 項若しくは第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当

該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第29条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、第5条第1項に定める契約単価に予定数量(請求時に数量が確定しているときは確定数量)を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項、第2項又は第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき(独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人)が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、第5条第1項に定める契約単価に予定数量(請求時に数量が確定しているときは確定数量)を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額のほか、第5条第1項に定める契約単価に予定数量(請求時に数量が確定しているときは確定数量)を乗じて算出した金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令(独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。)を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき(独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)

(2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、第31条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(調査)

第30条 甲は必要と認める場合には、期限を示して、乙にその業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者（甲と契約関係にある公認会計士等を含む。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。

2 乙は、前項に規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。

3 第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、第5条第1項に定める契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の100分の30に相当する金額を違約金として請求することができるものとする。

4 前項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、第31条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

(損害賠償)

第31条 乙は、債務不履行に基づき甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。

2 前項の損害には、甲等が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において甲等が国民等に支払いを要する金額及び甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

(賠償金等の徴収)

第32条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延損害金を徴収する。

(不当介入に関する通報・報告)

第33条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(善管注意義務等)

第34条 乙は、本業務の取扱いについて善良な管理者の注意義務を怠ってはならない。

(衛生保持)

第35条 乙の従業員が、結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）で定義されている感染症のうち、契約を履行する上で感染のおそれのある感染症を発症した場合は就業させないこと。この場合、乙は甲に対して速やかに連絡すること。

(紛争の解決)

第36条 本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともこれに服するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙の平等の負担とする。

(法律、規格等の遵守)

第37条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(人権尊重努力義務)

第38条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(補則)

第39条 本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

本契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年●月●日

甲 東京都中央区築地5-3-1
支出負担行為担当官
東京国税局総務部次長

● ● ● ●

乙

単価表

1 標準地 1 地点当たりの単価（消費税及び地方消費税を含む。）は、下表のとおりとする。

標準地	不動産鑑定士	不動産鑑定士以外の者
宅地、農地、山林	1,450円	1,150円
大規模工場用地、ゴルフ場用地等	5,600円	5,100円

2 地価公示標準地等の借地権割合の評定根拠を提出する場合、1 地点当たり3,300円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 最高標準宅地等についての精通者意見価格の評定理由書を提出する場合、1 地点当たり3,300円（消費税及び地方消費税を含む。）

個人情報に関する取扱い（第 11 条第 8 項）

（定義）

第 1 条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

（秘密保持）

第 2 条 乙は、甲の事前の書面等による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面等による承諾を得て個人情報を第三者に開示又は提供等する場合には、第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」という。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

（個人情報の使用）

第 3 条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

（複製等）

第 4 条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であつて、かつ、甲の事前の書面等による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取り扱うものとする。

（管理）

第 5 条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定めるものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

（1）個人情報の取扱い責任者

（2）個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者

（3）個人情報の授受、移送方法

（4）個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」という。）の方法

（5）個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法

（6）個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容

（7）本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事

する者（以下「従業員等」という。）への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

- 3 乙は、従業員等以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（個人情報の取得）

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知の上、甲の指示に従うものとする。おって、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書等にて行うこととする。

（問合せ等）

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡の上、甲の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

（事故発生時の対応等）

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはそのおそれがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

- 3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

（再委託の取扱）

第10条 乙は、甲の書面等による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

- 3 乙は、甲の事前の書面等による承諾を得て本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、第三者に対し本別紙と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

（監査）

第11条 乙は、本件業務期間中、甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5

条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、あるいは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。